

## 令和4年度(2022年度)鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会 概要

【日時】 令和5年1月11日(水) 午前10時00分から11時20分まで

【場所】 鎌倉生涯学習センター 第5集会室

【委員】 東樹 康雅 (鎌倉市PTA連絡協議会 会長)

櫻井 博美 (鎌倉市教育委員会教育センター スクールソーシャルワーカー)

山本 彩 (神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所 スーパーバイザー)

中西 和宏 (鎌倉警察署 生活安全課長)

甲斐 義博 (大船警察署 生活安全課長)

河合 幸子 (市立小学校長会 代表)

河合 克也 (市立中学校長会 代表)

矢作 拓 (地域共生課 担当課長)

瀬谷 公重 (こども相談課長)

小林 瑞幸 (青少年課長)

### 【次第及び内容】

#### 1 開会

#### 2 教育指導課長あいさつ

#### 3 委員自己紹介、会長選出

会長：河合克也委員、中西委員の代理：滝田 (鎌倉警察署 生活安全課 少年係 係長)

#### 4 報告・協議等

##### (1) 連絡協議会の扱いと会議録について

- 会議は、原則公開。
- 署名委員は、櫻井委員、河合(幸)委員

##### (2) 「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の報告等

- 「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の報告等について委員からの主な質問

Q いじめの態様について、その他はどのような内容か？

A いじめの態様は多岐にわたる。さまざまな状況が複雑に絡み合い、どの項目にも分類できない内容である。

Q 重大事態とはどのような状況か？

A 生命に関わること、いじめによる不登校で年間30日を目安とした欠席、保護者からの申し立てにより、調査・報告を行うものである。

Q 暴力行為といじめの件数について、同じ児童・生徒の行為はどのように計上されるのか？

A 同じ児童・生徒であっても10回暴力行為を行った場合は、10件として計上される。

Q いじめの認知件数が増加したことについて、どのような取り組みを行ったのか？

A 児童・生徒指導担当者会等で、いじめの捉え方について説明し、その意識が浸透していった。

- Q 不登校の状況について、コロナとの関係はあると考えているか？
- A 集団に入ることへの不安から登校できないケースもあるため、影響がないとは言えない。
- Q いじめや不登校への心理的ケアなど、小・中学校で工夫の違いはあるか？
- A 小・中学校で大きな違いはない。大切なことは共通している。
- Q 現在の暴力行為の内容は、どのようなものがあるか？
- A 遊びの延長の中で、手がでてしまうケースが多く報告されている。
- Q 暴力行為の件数について、令和2年度から令和3年度に大きく増加している。コロナとの関係はあると考えているか？
- A 令和2年度は休校期間があり、計算する期間が短かったこともある。コロナに関係する人間関係の変化も影響はあると考えられる。
- Q いじめの態様について、小学校で金品をたかられるケースが1件あるが、通常小学校でも起きるケースなのか。
- A 傾向としては、大きく変わっていない。ケースとしては、友人関係の中で物をおごった際、今回はおごってくれないのか、等のやりとりの中でトラブルになることがある。
- Q スクールバディの取組について、相談室開設とあるが、生徒が聞き役ということか？
- A 生徒が聞き役ではあるが、聞いた生徒がひとりで抱え込んでしまっはいけないので、相談者本人が解決できるような声掛けをしたり、相談者を協力者につなげたりする役割として活動している。

### (3) いじめ問題等に係る各関係機関の取組について

- ▶ 各機関の業務や活動内容、いじめ防止に関わる取組、情報提供
  - ・「かまくらでスマホを考える7ヶ条」かますま7を発行。スマホの使い方について、啓発活動を行っている。
  - ・教育相談員が各学校を巡回している。気になることは、担任・管理職と共有。いじめ問題についてもキャッチできるようにしている。
  - ・虐待の背景の中で、いじめが起きていることがある。虐待を受けてた子に関して、家庭で安心・安全が守られておらず、家庭に封じ込められた中でいじめが起きると、虐待の問題ではなく、いじめだけが開示されることがある。多角的視点を持って寄り添うことが必要。
  - ・いじめの相談にのり、学校や関係機関と情報共有し、連携することがある。また、少年相談・保護センターにつなげることもある。いじめ問題の中で、犯罪行為があれば事件化することもある。未然防止の観点からは、ネットトラブルも多いので、学校でサイバー教室や防犯教室を行うこともある。
  - ・自殺について、いじめが関係することも考えられるが、いじめに関する相談は最近ない。関係機関が適切に対応しているということ。いじめに関して事件化する場合は、携帯電話から加害者が特定できることがある。
  - ・日頃の様子は、担任がよく観察している。また、道徳の授業を活用、集会の中でいじめの話をすることもある。必要に応じて他機関とも連携している。
  - ・いじめ相談ダイヤル等が書かれている相談窓口カードを小中学生向けに配付している。
  - ・虐待が中心であるが、いじめに関する相談があった場合は教育センターと連携し、切れる

ことのない体制づくりをしている。

- ・放課後かまくらっ子事業の中で、児童の放課後の居場所づくりをすすめている。トラブルがあった場合、学校の関係性を引きずって児童がやってくる。その際は、学校と情報共有しながらすすめている。様々な関係性を持つことができるため、いじめを防ぐことにもつながっている。
- ・自分の人権だけでなく、人の人権も大切にしていこうと話をしている。すべての教育活動を通して、人権の尊さを教えていこうと話をしている。

(4) いじめ重大事態についての経過報告

(5) その他

5 その他

6 閉会